

板橋区立生活産業融合型工場ビルの使用料の減免に係る要綱

(平成 27 年 6 月 22 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立生活産業融合型工場ビル条例施行規則（平成 5 年東京都板橋区規則第 6 9 号。以下「規則」という。）第 1 2 条第 3 号の規定に基づき、板橋区立生活産業融合型工場ビルの工場施設（以下「工場施設」という。）の使用料を減額又は免除することができる区長が特に必要と認める場合（以下「特例による減免」という。）の基準及び手続き等について、必要な事項を定める。

(減免の期間及び範囲)

第 2 条 特例による減免のうち、免除することができる期間は、規則第 8 条第 1 項の規定により使用開始決定通知書を交付した日の属する月から 3 6 か月以内とし、免除する使用料等の範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 東京都板橋区立生活産業融合型工場ビル条例(平成 5 年板橋区条例第 2 8 号。以下「条例」という。) 条例第 1 0 条別表に定める工場の使用料
- (2) 条例第 1 0 条別表に定める駐車場の使用料
- (3) 条例第 9 条第 1 項に定める保証金

2 特例による減免のうち、免除を受けた者が引き続いて減額を希望する場合、減額することができる期間は、免除期間の終了した日の属する月の翌月から 2 4 か月以内とし、減額する使用料等の範囲及び減額率は次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 条例第 1 0 条別表に定める工場の使用料 | 5 0 % |
| (2) 条例第 1 0 条別表に定める駐車場の使用料 | 5 0 % |
| (3) 条例第 9 条第 1 項に定める保証金 | 5 0 % |

(対象者)

第 3 条 特例による減免のための審査（以下「審査」という。）を受けることができる者は、次の各号に示す要件を満たさなければならない。

- (1) 条例第 8 条第 1 項各号に掲げる要件を備えている者であること。
- (2) 新技術や高度な知識を軸に創造的・革新的な製品を供給する中小企業（以下「ベンチャー企業」という。）であって、以下の 2 点の条件を満たし、又は特別な理由により、ベンチャー企業として区の支援が必要であること。
 - ア 創業後（法人の場合は法人設立後）1 5 年以内であること。
 - イ 直近決算における研究開発費が売上総額の 3 % 以上であること。

(3) 現に工場施設を使用していないこと。ただし、前条第 2 項により減額を希望する者を除く。

(提案書)

第 4 条 審査を受けようとする者（以下「受審企業」という。）は、規則第 4 条第 1 項に規定する工場施設使用申請書（規則別記第 1 号様式）及び規則第 1 2 条第 6 項に規定する使用料減免申請書（規則別記第 16 号様式）に添えて、次の各号に示す内容を盛り込んだ提案書を区長に提出しなければならない。

- (1) 受審企業のベンチャー企業としての独自性、市場の把握、戦略、組織体制、将来性等を説明するもの
- (2) 受審企業の活動が、産業・経済・労働環境等、板橋区の地域産業の振興に寄与する波及効果を説明するもの
- (3) 免除期間（36か月以内）又は減額期間（24か月以内）の事業計画書
- (4) その他審査のために必要な事項

2 提案書の様式は、産業経済部長が別に定めるものとする。

（審査会の設置）

第5条 区長は、前条第1項に規定する提案書の提出があった場合において、板橋区立生活産業融合型工場ビル使用料減免審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、特例による減免の適否及び適当である場合の優先順位（以下「順位」という）を決定し、区長に報告するものとする。

（審査会の構成）

第6条 審査会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する9名以内の審査員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益財団法人板橋区産業振興公社事務局長
- (3) 産業経済部長
- (4) 産業経済部産業振興課長
- (5) 産業経済部産業戦略担当課長

2 会長は、産業経済部長をもって充てる。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する審査員がその職務を代理する。

（任期）

第7条 審査員のうち、学識経験者の任期は、2年以内とし、再任されることを妨げない。

2 前項において、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、外部の学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

（審査方法）

第9条 審査会は、受審企業の面接及び提案書により審査を行い、別表に定める審査基準に基づき各審査員が採点した結果を集計し、評価の高い順に順位を決定する。

2 各審査員の採点を集計した結果において、別表各項目（合計を含む。以下同じ。）の最低得点水準に各審査員の数を乗じた数を下回る項目がある場合は、特例による減免の対象として不適当とし、順位から除外する。

3 提案書を提出して審査を受けた結果、前項の規定に該当しなかったにもかかわらず工場施設に入居できなかった企業が再度審査を受ける場合（以下「再審査」という。）は、最初に採点を行った日から1年間は、当該採点の結果を適用して審査を行う。この場合において、受審企業は、提案書の提出を必要としない。ただし、受審企業の企業活動に著しい変化があったときは、この限りでない。

4 審査の手順の詳細は、産業経済部長が別に定める。

（事務局）

第10条 審査会に関する庶務は、産業経済部産業振興課において行う。

（委任）

第11条 特例による減免に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

別表 審査基準

項 目	配点(審査員一人あたり)	
	満点	最低得点水準
(1) 企業活動の主要部分を占める（占めようとする）製品に、他社にない独自性がある。	100点	60点
(2) 企業活動の主要部分を占める（占めようとする）事業が、海外市場を含めた市場でのニーズの獲得又は成長を見込んでいる。	100点	40点
(3) 企業の明確な理念と目標のもと、その実現に向けて戦略を持って全社一丸となって計画的に取り組んでいる。	100点	40点
(4) 産業・経済・労働環境等、板橋区の地域産業の振興に寄与する波及効果がある。	100点	40点
合計	400点	240点